

船橋市外国人介護人材受入支援事業補助金 Q & A 集

●補助金制度について

Q1	この補助金制度の概要を教えてください。
A1	事業者（A2を参照）が、外国人介護人材が市内の介護現場において円滑に就労・定着できるようにすることを目的として、外国人介護職員や受入施設の職員等に向けた外国人介護人材受入支援事業（A3参照）を実施する場合に、事業の実施に係る費用について市が助成を行います。

●補助対象者について

Q2	どのような事業者が対象となりますか。
A2	外国人介護人材受入支援事業（A3を参照）を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる者であって、社会福祉法人、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人その他の市長が適当と認める民間団体とします。

●補助対象事業について

Q3	補助対象事業となる事業とはどのような事業を指しますか。
A3	<p>補助対象事業は、以下の3つの事業とします。</p> <p>①介護職種の技能実習生及び介護分野における1号特定技能外国人を対象とした集合研修等事業</p> <p>市内で就労する技能実習生・特定技能外国人に対し、介護現場で円滑に就労・定着できるようにする観点から必要と考えられる内容（「介護の基本」「コミュニケーション技術」「移動、食事、衣服の着脱、排泄及び入浴の介護」「文化の理解」「介護の日本語」、「認知症の理解」等を想定）の研修を実施する事業。なお、研修受講者の募集にあたっては、特定の法人で就労する者に限定せず、市内広く一般に周知を行うこと。</p> <p>②外国人介護人材受入施設等職員を対象にした研修事業</p> <p>外国人介護人材を受け入れる市内施設（受入予定施設を含む）等の職員に対し、外国人介護人材が安心して就労することができるサポートのあり方、円滑にコミュニケーションを図る方法、文化・風習への配慮、介護技術の指導方法、受入事例の紹介等について研修を実施する事業。</p> <p>③キャリアアップ支援事業</p> <p>①の受講者のうち、特に優秀と認められた者又は一定の介護技能及び日本語能力を有する者に対し、さらなるステップアップを図るために必要な介護に関する研修費用の助成を行う事業。</p>

●①介護職種の技能実習生及び介護分野における1号特定技能外国人を対象とした集合研修等事業について

Q4	「介護職種の技能実習生及び介護分野における1号特定技能外国人」に対する研修とのことですが、受講者の中に、その他の在留資格で就労する外国人や、市外で就労する外国人の方が含まれている場合も補助の対象となりますか。
A4	原則として、市内で就労する介護職種の技能実習生及び介護分野における1号特定技能外国人が対象となります。その他の外国人が受講者の中に含まれる場合は、合理的な方法により費用按分を行い、市内で就労する技能実習生・特定技能外国人に係る費用のみを補助対象経費としてください。詳しくは市までご相談ください。

Q5	受講生から受講料を徴収してよいですか。
A5	<p>徴収可能です。ただし、補助金の申請にあたっては、徴収した受講料収入について、補助対象経費の総額から控除したうえで、算定することになります。</p> <p>(例)</p> <p>①補助対象経費総額500,000円、受講料100,000円(5,000円/名×受講者20名)を徴収した場合 補助対象経費総額500,000円から受講料収入100,000を控除した400,000円が補助金を算定するうえでの基準額になります。</p> <p>②補助対象経費総額1,100,000円、受講料100,000円(5,000円/名×受講者20名)を徴収した場合 補助対象経費総額1,100,000円から受講料収入100,000を控除した1,000,000円が補助金を算定するうえでの基準額になります。</p>
Q6	オンライン方式により研修を実施した場合も、補助の対象となりますか。
A6	<p>新型コロナウイルス感染症対策を講ずる等の理由により、集合形式による実施が困難である場合もしくは研修の実施規模や対象範囲等を踏まえ、集合形式よりもオンライン方式による研修の方が効率的に実施できる場合は補助の対象となります。詳しくは市までご相談ください。</p> <p>(オンライン方式による実施の例)</p> <p>①実施主体において、オンライン方式による研修を配信し、受講者は受入施設等ごと又は個人ごとに受講する方法</p> <p>②実施主体において、オンライン方式による研修教材を作成して、市内の受入施設等に配布し、受講者は受入施設等ごと又は個人ごとに受講する方法</p>
Q7	技能実習制度における入国後講習(外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則第10条第2項第7号)に要する経費は補助の対象となりますか。
A7	当該講習(いわゆる技能実習制度における法定講習)の経費については、対象外です。

●②外国人介護人材受入施設等職員を対象にした研修事業について

Q8	「外国人介護人材を受け入れる市内施設(受入予定施設を含む)等の職員」に対する研修とのことですが、外国人とはどういった方を指しますか。介護職種の技能実習生及び介護分野における1号特定技能外国人に限定されますか。
A8	市内で就労する外国人介護職員の方を指します。在留資格は問いません。
Q9	受講生から受講料を徴収してよいですか。
A9	徴収可能です。詳しくはA5をご参照ください。
Q10	オンライン方式により研修を実施した場合も、補助の対象となりますか。
A10	新型コロナウイルス感染症対策を講ずる等の理由により、集合形式による実施が困難である場合もしくは研修の実施規模や対象範囲等を踏まえ、集合形式よりもオンライン方式による研修の方が効率的に実施できる場合は補助の対象となります。詳しくはA6をご参照ください。

●補助基準額・補助対象経費・補助率について

Q11	補助基準額・補助対象経費を教えてください。			
A11	補助基準額・補助対象経費は、以下の表のとおりとします。			
	1 補助対象事業名		2 補助基準額	3 補助対象経費
	①介護職種の技能実習生及び介護分野における1号特定技能外国人を対象とした集合研修等事業	1事業者あたり 1,000,000円	介護職種の技能実習生及び介護分野における1号特定技能外国人を対象とした集合研修等の実施に要する費用	給料、職員手当等、報酬、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費）、会議費、役務費（雑役務費、通信運搬費、手数料、広告料、保険料）、使用料、賃借料、委託料、備品購入費（単価30万円以上の備品を除く。）、その他市長が適当と認めるもの
	②外国人介護人材受入施設等職員を対象にした研修事業	1事業者あたり 1,000,000円	外国人介護人材受入施設等職員を対象にした研修の実施に要する費用	
③キャリアアップ支援事業	1人あたり 50,000円に 実受講者数を 乗じて得た額	介護職員としてさらなるステップアップを図るために必要な介護に関する研修費用	助成金、その他市長が適当と認めるもの	
Q12	補助率を教えてください。			
A12	補助率は、補助基準額の範囲内で10/10です。			

●補助金交付までの流れ

Q13	補助金交付までの流れについて教えてください。
A13	令和3年度については、以下のとおりです。
	①事業者は、10月25日（月）から11月26日（金）の間に補助金の交付申請を行います。
	②市は、交付申請の内容について審査し、事業者に対し交付決定を通知します。
	③事業者は、交付決定後、外国人介護人材受入支援事業（A3を参照）を実施します。
	④事業者は、外国人介護人材受入支援事業の完了後、実績報告を行います。
⑤市は、実績報告の内容について審査し、事業者に対し交付確定の通知及び補助金の交付を行います。	
Q14	補助金の支払いはいつになりますか。
A14	補助金の支払いは、実績報告後に行います。基本的には、事業の完了後に1回での支払いとなりますが、概算払いもありますので、ご希望の場合は市までご相談ください。